別記様式第二十一号を別記様式第二十号とし、別記様式第二十二号から別記様式第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

1　この告示は、平成二十五年産の作物に係る調査から適用するものとし、平成二十四年産の作物に係る調査については、なお従前の例による。

2　この告示による改正前の別記様式第一号は、農林水産省大臣官房統計部長がこの告示による改正後の別記様式第一号によることが困難な特別の事情があると認める場合は、当分の間、これを使用することができる。

○経済産業省告示第二百七十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので、同令第十六条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

表中

「経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）及び内閣府沖縄総合事務局長	地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新成長産業群創出事業に限る。）
	地域企業立地促進等事業費補助金
	総合特区推進費補助金（地域新成長産業群創出事業に限る。）
	電源立地地域対策交付金
	電源立地等推進対策交付金（広報・安全等対策及び交付金事務等に限る。ただし、広報・安全等対策の交付の対象である一の都道府県の区域が、二以上の経済産業局及び中部経済産業局北陸支局の管轄区域にまたがる場合にあっては、この限りでない。）

を

「経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）及び内閣府沖縄総合事務局長	地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新成長産業群創出事業に限る。）
	地域企業立地促進等事業費補助金
	総合特区推進費補助金（地域新成長産業群創出事業に限る。）
	電源立地地域対策交付金
	電源立地等推進対策交付金（広報・安全等対策及び交付金事務等に限る。ただし、広報・安全等対策の交付の対象である一の都道府県の区域が、二以上の経済産業局及び中部経済産業局北陸支局の管轄区域にまたがる場合にあっては、この限りでない。）

に改める。

経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）	自家発電設備導入緊急対策費補助金

」

附　則

この告示は、平成二十四年十二月二十八日から施行する。

○経済産業省告示第二百七十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十四年十二月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

別表一の項中「産油国石油精製技術等対策事業費補助金」を「自家発電設備導入緊急対策費補助金」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十二月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第千四百九十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
敦賀市田尻三二号漆谷一四番五から同市田尻五八号西山一二二番七〇まで	最大	一三〇	六六〇
	最小	一八	
	後	最大	一三〇
		最小	一八

○国土交通省告示第千四百九十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大津市国分一丁目字西出五八八番二から同市国分一丁目字西出五一四番六まで	最大	四四	一八三
	最小	二五	
	後　最大	四一	
	最小	二五	